

巡回連絡実施要領の制定について（通達甲）

※ 保存期間 5 年（平成 36 年 3 月 31 日まで）

○巡回連絡実施要領の制定について（通達甲）

（平成 31 年 3 月 1 日徳地第 66 号）

改正 令和 2 年 7 月 1 日徳地第 131 号 令和 5 年 3 月 31 日徳発信第 61 号

この度、県警察における巡回連絡（地域警察運営規則（昭和 44 年国家公安委員会規則第 5 号）第 20 条第 1 項に規定する巡回連絡をいう。以下同じ。）について、徳島県地域警察運営規程（平成 5 年徳島県警察本部訓令第 20 号）第 51 条第 2 項の規定に基づき次のとおり実施要領を定め、平成 31 年 4 月 1 日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、巡回連絡実施要領の制定について（平成 24 年 3 月 12 日徳地第 75 号）は、廃止する。

記

1 趣旨

この要領は、県警察における巡回連絡の実施について必要な事項を定めるものとする。

2 署長の責務

署長は、次に掲げる事項に留意し、巡回連絡の適正かつ効率的な実施を図るものとする。

- (1) 効率的な巡回連絡の実施に資するため、地域の安全を守る会等を活用するなどして、巡回連絡の趣旨、目的等について地域住民等の理解を広げるなどの環境整備を行うこと。
- (2) 巡回連絡を実施する地域警察官（以下「受持警察官等」という。）ごとに巡回連絡に専従する日を設ける、巡回連絡を効率的に推進する体制をとるなどして、巡回連絡実施時間の確保に努めること。
- (3) 巡回連絡の実施に関し、その状況を不断に検証するなどして自ら把握し、各地域の実態、個々の地域警察官の能力、個性等に応じて具体的に指導教養を行うとともに、評価及び賞揚を適切に行うこと。

3 基本的実施要領

(1) 巡回連絡の対象

巡回連絡は、受持区内の全ての家庭、事業所等の各戸について行うものとする。ただし、署長が巡回連絡を行う必要がないと認めて特に指示したときは、この限りでない。

(2) 巡回連絡の実施頻度

署長は、地域の特性を踏まえた上で、住民等の異動状況に応じた適切な実施頻度を具体的に定めるものとする。

なお、巡回連絡は、原則として、転出入の多い集合住宅、安易に稼働できる雇用業者等を重点対象として年 2 回以上、その他を一般対象として年 1 回以上の頻度で行うことができるよう計画的に実施するものとする。

(3) 巡回連絡を実施する時間帯

巡回連絡は、訪問先の住民等の迷惑とならない時間帯に行うものとし、訪問先の住民の都合等により夜間に巡回連絡を行う場合は、署地域課長の承認を受けた上で実施するものとする。

(4) 巡回連絡に当たっての指導連絡及び情報提供に係る事項

巡回連絡に当たっては、次の各号に掲げる事項について、訪問先の住民等に応じ、指導連絡及び情報提供を行うものとする。

ア 最近発生した犯罪、事故及び災害(以下「犯罪等」という。)の傾向並びにその被害の防止方法

イ 訪問先の住民等に身近な犯罪等の発生状況及びその被害の防止方法

ウ 犯罪等の発生時における応急措置及び緊急の連絡方法

エ 訪問先の住民等に教示する必要があると認められる警察に対する諸届の手続の方法

オ その他訪問先の住民等の安全で平穏な生活を確保する上で必要な事項

(5) 新たに受持区の担当を命ぜられた場合の措置等

新たに受持区の担当を命ぜられた地域警察官は、速やかに巡回連絡を実施するものとし、CR名刺(徳島県警察処務規程(昭和41年徳島県警察本部訓令第8号)第184条第1項第2号に規定するCR名刺をいう。)等を活用して今後の協力を依頼すること。

なお、不在等で訪問先の住民に面接できなかった場合は、パトロールカード(別記様式)に訪問した理由その他連絡事項を記載して配布すること。

4 巡回連絡カード

(1) 巡回連絡に当たっては、別に規定する巡回連絡カード(以下単に「巡回連絡カード」という。)を持参し、訪問先の住民等に配布して作成を依頼し、又は訪問先の住民等から必要事項を聴取して受持警察官等が自ら作成するものとする。

(2) 巡回連絡カードは、訪問先の住民等の利便を考慮して使い分けるものとする。

(3) (1)により作成された巡回連絡カード(以下「作成済カード」という。)は、警察活動における指導連絡等に活用して、住民等の安全で平穏な生活の確保に役立てるものとする。

(4) 作成済カードは、訪問先の住民等の協力を得て、異動事項を補正するものとする。

(5) 作成済カードの取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等に基づき、適正に行うものとする。

別記様式省略